

刈谷市郵便入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結に係る指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）について、郵便による入札等（以下「郵便入札」という。）を実施するに当たり、郵便入札に参加する者（以下「入札等参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第2条 入札等参加者は、入札書（様式第1号）、見積書（様式第2号）又は当該入札の通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留により指名競争入札通知書又は見積書徴収通知書に記載の提出日時（以下「提出期限」という。）までに入札等担当課へ到達するよう郵送しなければならない。入札書等は、二重封筒（内封筒（様式第3号）及び外封筒）で郵送することとし、作成方法については、別に定めるものとする。ただし、郵送することが困難な場合等においては、入札等担当課へ持参することも認めるものとする。

(入札等の辞退)

第3条 入札等参加者が入札等を辞退するときは、提出期限までに入札辞退届（様式第4号）又は見積辞退届（様式第5号）を郵送又は持参することにより入札等担当課へ提出しなければならない。

(入札書等の取扱いについて)

第4条 入札書又は見積書に記載する日付は、指名競争入札通知書又は見積書徴収通知書（以下、「通知書」という。）に記載の提出日とする。

- 2 入札等担当課へ到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 3 入札書等を持参する場合、提出期限までに入札等担当課へ提出しなければならない。
- 4 郵便入札に係る費用については、全て入札等参加者の負担とする。

(開札)

第5条 郵便入札の開札の執行に当たっては、提出期限経過後直ちに当該入札等事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

- 2 入札等参加者は、開札に立会うことができる。ただし、代理人が立会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(入札等の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

- (1) 通知書で指定する提出期限より後に到達した入札等
- (2) 入札書等が同封されていない入札等
- (3) 刈谷市工事関係入札心得書第16条各号に該当する入札等

(開札を延期する場合等の措置)

第7条 郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該開札の延期、中止又は取消しをすることがある。

(入札結果の通知)

第8条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第9条 その他この心得書に定めのない事項は、刈谷市工事関係入札心得書によるものとする。

附 則

この心得書は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和6年4月1日から施行する。